

○新潟市中心身障害者扶養共済制度条例

平成18年12月21日

条例第84号

改正 平成20年3月19日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障がいの状態となった後の心身障がい者に対し年金を支給するため、新潟市中心身障害者扶養共済制度(以下「市共済制度」という。)を設け、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者の抱く心身障がい者の将来に対する不安の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所により知的障がい者と判定された者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までのいずれかに該当する障がいを有する者
- (3) 精神又は身体に永続的な障がいを有する者で、その障がいの程度が前2号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に心身障がい者を扶養しているものをいう。

- (1) 心身障がい者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 心身障がい者の父母、祖父母、兄弟姉妹又はその他の親族(親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。)

3 この条例において「重度障がい」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、規則で定める場合を除く。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの

- (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (5) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの
- (7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

(機構との契約)

第3条 市は、市共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「法」という。)第12条第3項の規定により機構が定めた保険約款による保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結するものとする。

(加入資格)

第4条 市共済制度に加入することができる者は、保護者であって、加入時において次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 65歳未満であること。
- (3) 特別の疾病又は障がいの有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となることができること。

2 次に掲げる要件のすべてに該当する者は、前項の規定にかかわらず、市共済制度に加入することができる。

- (1) 市共済制度の発足後に転入(新たに市の区域内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をしたこと。
- (2) 転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(法第12条第2項に定める共済制度であって、機構と心身障害者扶養保険契約を締結しているものに限る。以下同じ。)の加入者であって、転入後直ちに市共済制度に加入するものであること。

(加入)

第5条 市共済制度に加入しようとする者は、市長に加入を申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の加入の申込みがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除いて、加入の承認をしなければならない。

- (1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
- (2) 同一の心身障がい者について、既に前項の規定による加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)があるとき、又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあったとき。

(口数)

第6条 市共済制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障がい者について加入の申込者又は加入者が加入できる口数は、1口又は2口のいずれかとする。

(口数追加)

第7条 加入の申込者又は加入者は、口数の追加の加入時に第4条第1項第2号に規定する加入資格を有するときは、市長に口数の追加(以下「口数追加」という。)を申し込むことができる。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除いて、口数追加の承認をしなければならない。

- (1) 口数追加の申込者が特別の疾病又は障がいを有するため、その者を心身障害者扶養保険契約の対象とすることができないとき。
- (2) 同一の心身障がい者について、既に口数追加の承認がなされているとき。

(掛金の納入)

第8条 加入者(第20条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失わないこととされた者を除く。)は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時(第4条第2項の規定により市共済制度に加入したものについては、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入時とする。)の年齢に応じ別表に定める掛金を市に納入しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する市共済制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、市共済制度の加入期間(他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間を含む。以下「加入期間」という。)が20年以上継続しているものは、掛金の納入を要しない。

2 前条第2項の口数追加の承認を受けた加入者(以下「口数追加加入者」という。)は、当該口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、口数追加時の年齢に応じ別表に定める掛金を前項の掛金に併せて市に納入しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する市共済制度の口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、当該口数追加の期間(他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の口数追加の期間を含む。以下同じ。)が20年以上継続しているものは、

掛金の納入を要しない。

(掛金の減免)

第9条 市長は、加入者が生活困窮のため掛金を納入することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、前条第1項の掛金の全部又は一部を免除することができる。

(年金の支給)

第10条 加入者が死亡し、又は重度障がいの状態となったときは、その死亡し、又は重度障がいの状態となった日の属する月から、その者が扶養していた心身障がい者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、月額2万円とする。

3 口数追加加入者が死亡し、又は重度障がいの状態となったとき(規則で定める障がい状態により重度障がいの状態となったときを除く。)の年金の額は、前項の額に月額2万円を加算した額とする。

(年金管理者)

第11条 加入者は、その扶養する心身障がい者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その心身障がい者に代わって年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者であって復権を得ないもの

3 加入者は、年金管理者を変更することができる。

4 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、加入者は、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 所在が不明になったとき。

(3) 第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

(4) 辞退の申出をしたとき。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。

(1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。

(2) 年金管理者が第14条の規定に違反したとき。

6 市長は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障がい者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

7 年金管理者が指定されている場合においては、年金の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

(年金の支給停止)

第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障がい者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

(1) 所在が1月以上不明のとき。

(2) 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

(3) 日本国内に住所を有しないとき。

(支給の一時差止め)

第13条 年金受給権者又は年金管理者が正当な理由なく、第21条第4項に規定する届書を提出しないときは、年金の支給を差し止めることができる。

(年金の使途の制限)

第14条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(年金受給権の消滅)

第15条 年金受給権は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

(弔慰金の支給)

第16条 加入者の扶養する心身障がい者が死亡した場合は、当該加入者(当該加入者がその扶養する心身障がい者と同時に死亡した場合にあっては、当該加入者の遺族)に、次の各号に掲げるその死亡の日まで継続する加入期間に応じ、当該各号に定める額の弔慰金を支給する。

(1) 1年以上5年未満 5万円

(2) 5年以上20年未満 12万5千円

(3) 20年以上 25万円

2 口数追加加入者(その扶養する心身障がい者の死亡時において、第20条第1項第2号ただし書の規定により、加入者としての地位を失わないこととされた者を除く。)については、

前項の額に、次の各号に掲げるその死亡の日までに継続する口数追加の期間に応じ、当該各号に定める額を加算する。

- (1) 1年以上5年未満 5万円
- (2) 5年以上20年未満 12万5千円
- (3) 20年以上 25万円

(平20条例24・一部改正)

(脱退一時金の支給)

第17条 加入者が脱退の申出をしたとき、又は口数追加加入者が口数の減少の申出をしたときは、次項から第4項までに規定するところにより、当該申出をした者に脱退一時金を支給する。ただし、加入者が転出(新たに市の区域外に住所を有することになったことをいう。以下同じ。)をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

2 加入者が脱退の申出をした場合における脱退一時金の額は、次の各号に掲げるその脱退した日まで継続する加入期間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 5年以上10年未満 7万5千円
- (2) 10年以上20年未満 12万5千円
- (3) 20年以上 25万円

3 脱退の申出をした加入者が、口数追加加入者である場合においては、前項の額に、次の各号に掲げるその脱退した日まで継続する口数追加の期間に応じ、当該各号に定める額を加算する。

- (1) 5年以上10年未満 7万5千円
- (2) 10年以上20年未満 12万5千円
- (3) 20年以上 25万円

4 口数追加加入者が、口数の減少の申出をした場合における脱退一時金の額は、次に掲げる区分により、当該各号に定める額とする。

- (1) 加入者となったときの口数(2口を同時に加入した者にあつては、いずれか1口に限る。)を減少する場合 第2項各号に掲げるその口数を減少した日まで継続する加入期間に応じ、当該各号に定める額
- (2) 口数追加加入者(2口を同時に加入した者を除く。)となったときの追加した口数を減少する場合 前項各号に掲げるその口数を減少した日まで継続する口数追加の期間に応じ、当該各号に定める額

(平20条例24・一部改正)

(年金等の支給制限)

第18条 加入者又はその扶養する心身障がい者の故意又は重大な過失により、市が機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかったときは、第10条第1項の規定にかかわらず、当該加入者の扶養していた心身障がい者に対しては、年金の全部又は一部を支給しない。

2 加入者の故意又は重大な過失により、市が機構から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかったときは、第16条の規定にかかわらず、当該加入者に対しては、弔慰金を支給しない。

(年金等の返還)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の喪失)

第20条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 加入者が死亡したとき。
- (2) 加入者が重度障がいの状態となったとき。ただし、口数追加加入者が規則で定める障がい状態により重度障がいの状態となったときを除く。
- (3) 加入者の扶養する心身障がい者が死亡したとき。
- (4) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (5) 加入者が掛金を3月滞納したとき。
- (6) 加入者が転出をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者が掛金を3月滞納したとき。

3 前2項の規定により地位を失った者に対しては、既に納入された掛金は、返還しない。

(届出義務)

第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、

速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 加入者、加入者の扶養する心身障がい者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入者の扶養する心身障がい者又は年金管理者が死亡したとき。
- (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掛金の納入又は年金若しくは弔慰金の支給に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障がいの状態となったとき。
- (2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年金受給権者が死亡したとき。
- (3) 年金受給権者に第12条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届書を市長に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障がい者、年金受給権者及び年金管理者は、市共済制度の適正な運営を図るため、市長の行う調査に協力しなければならない。

(年齢の計算方法)

第22条 この条例における年齢は、年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の初日における年齢とする。

(掛金の額の調整)

第23条 第8条に規定する掛金の額は、法第12条第3項の規定により機構が定めた保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに変更すべきものとする。

(その他)

第24条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において新潟県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年新潟県条例第8号)による共済制度(以下「県共済制度」という。)に加入している者で、市の区域内に住所を有するものが、施行日において引き続き市の区域内に住所を有する場合は、施行日に市共済制度に加入したものとみなす。
- 3 前項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた者に係るこの条例の規定の適用については、第8条第1項本文中「第4条第2項の規定により市共済制度に加入した」とあるのは「附則第2項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた」と、「他の地方公共団体」とあるのは「新潟県その他の地方公共団体」とする。
- 4 施行日の前日において県共済制度により指定されていた年金管理者であつて、附則第2項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた者に係るものは、施行日において第11条の規定による年金管理者となったものとみなす。
- 5 附則第3項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた者(昭和54年10月1日以後に当該心身障害者扶養共済制度に加入した者で加入時の年齢が45歳以上であったもの及び第20条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失わないこととされた者を除く。)で、昭和61年4月1日において引き続き他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していたものが、施行日以後第4条第2項の規定により市共済制度に加入した場合、又は附則第2項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた場合における第8条第1項の規定の適用については、同項中「加入時(第4条第2項の規定により市共済制度に加入したものについては、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入時とする。)の年齢に応じ別表」とあるのは「昭和61年4月1日現在の年齢に応じ附則別表」と、「20年」とあるのは「25年」とする。

附則別表

(平20条例24・一部改正)

昭和61年4月1日現在の年齢	基本掛金の月額
35歳未満	5,600円
35歳以上40歳未満	6,900円
40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上	10,600円

附 則(平成20年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の新潟市心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正前の条例」という。)による新潟市心身障害者扶養共済制度に加入している者及び施行日以後に改正後の新潟市心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項の規定により新潟市心身障害者扶養共済制度に加入した者(改正後の条例第20条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失わないこととされた者を除く。)(以下「改正前の加入者等」という。)についての改正後の条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年新潟市条例第24号)附則別表」とする。
- 3 施行日の前日において改正前の条例第8条第2項に規定する口数追加加入者である者(以下「改正前の口数追加加入者」という。)に対する改正後の条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「新潟市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年新潟市条例第 号)附則別表」とする。
- 4 改正前の加入者等及び改正前の口数追加加入者に対する改正後の条例第16条及び第17条の規定の適用については、改正後の条例第16条第1項第1号及び第2項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、改正後の条例第16条第1項第2号及び第2項第2号並びに第17条第2項第2号及び第3項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、改正後の条例第16条第1項第3号及び第2項第3号並びに第17条第2項第3号及び第3項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、改正後の条例第17条第2項第1号及び第3項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」とする。
- 5 施行日前に納入すべきであった掛金の額、施行日前に加入者の扶養する心身障がい者が死亡した場合の弔慰金並びに施行日前に加入者が脱退の申出をした場合及び口数追加加入者が口数の減少の申出をした場合の脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表

加入者となった時又は口数追加加入者となった時の年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円

35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

別表(第8条関係)

(平20条例24・一部改正)

加入者となった時又は口数追加加入者となった時の年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円